

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
映像伝送装置保守委託 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年4月1日	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナソニックコネクト株式会社が独自技術により製造したものである。 本装置の保守は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	—	5,551,150円	—					
電子複写機の保守 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年4月1日	コニカミノルタジャパン株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	9013401005070	会計法第29条の3第4項 現在借用中の電子複写機にあっては、コニカミノルタジャパン株式会社が直接保守作業を行う製品であり、他の者では対応ができないため。	—	@3.3円 外	—					単価契約 予定調達総額 8,826,922円
PSW形携帯用無線電話機修理 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年4月1日	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナソニックコネクト株式会社が独自技術により製造したものである。 本装置の修理は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	—	@12,100円 外	—					単価契約 予定調達総額 40,332,660円
自動車ナンバー自動読取装置(N-10) 撮像装置用撮像AC受電-K10基板 ほか12点 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年4月11日	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナソニックコネクト株式会社が独自技術により製造したものである。本装置の保守・物品の調達は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、保守物品を調達可能な者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行い参加意思のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	—	1,557,600円	—					
IPR形携帯用無線機等修理 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年5月9日	アイコム株式会社 東京営業所 東京都江東区木場2-17-16	1120001019349	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づきアイコム株式会社が独自技術により製造・納入した端末である。 本装置の保守は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	—	@5,720円 外	—					単価契約 予定調達総額 5,521,340円
UW形携帯用無線電話機用充電器 ほか9点 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年5月17日	日本電気株式会社 レジリエンス事業部門 神奈川県川崎市中原区下沼部1753	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本製品は、日本電気株式会社が独自技術により製造・納入した端末であり、市販品ではなく製造品であるが、公募公告を行い参加意思のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	—	3,256,000円	—					
積算電力計交換作業 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年5月24日	株式会社関電工 東京支店東部支社 東京都墨田区電伏4-17-12	9010401006818	会計法第29条の3第4項 本作業は、賃貸借契約をしている場所での作業となり、賃貸人との契約に基づき、賃貸人の指定業者が作業するため。	—	1,100,000円	—					
高度警察情報通信基盤システムデータ端末A(ほか修理(単価契約)) 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年5月30日	日本電気株式会社 官公営業本部 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づき日本電気株式会社が独自技術により製造・納入した端末である。 本装置の保守は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	—	@3,850円 外	—					単価契約 予定調達総額 9,079,565円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札、応募者数	
IPR形移動用無線機等修理 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年6月12日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づき三菱電機株式会社が独自技術により製造・納入した端末である。 本装置の保守は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	—	@17,600円 外	—					単価契約 予定調達総額 9,369,228円
UW301形携帯用無線電話機等修理 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年6月24日	日本電気株式会社 レジリエンス事業部門 神奈川県川崎市中原区下沼部1753	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本製品は、警察庁の仕様に基づき日本電気株式会社が独自技術により製造・納入した端末である。 本装置の保守は現在、製造元である上記業者が最も有利であるが、当該技術及び保守設備等を有する者が他にないと言いつれないことから、公募公告を行ったところ、参加意思を示す者がいなかったため。	—	@3,960円 外	—					単価契約 予定調達総額 12,523,170円
通信デバイスデータ抽出ツール用ライセンス 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年8月5日	Cellebrite Japan株式会社 東京都港区浜松町2-2-15	1010401145441	会計法第29条の3第4項 本製品は、Cellebrite Japan株式会社のみが保有している製品であり、販売も代理店等を介することなく同社が行っており、公募公告を行い参加意志のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	—	22,000,000円	—					
SANストレージ 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年9月26日	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 東京都千代田区大手町1-7-2	8010401084443	会計法第29条の3第4項 本業務は、NRIセキュアテクノロジーズ株式会社のみが行っている業務であり、公募公告を行い参加意志のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	—	11,352,000円	—					
CVCF装置点検等業務 1式	支出負担行為担当官 関東管区警察局総務監察部会計課長 森本 直樹 関東管区警察局 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	令和6年10月31日	古河電池株式会社東京事務所 東京都品川区上大崎4-5-37	7020001010527	会計法第29条の3第4項 本製品は、古河電池株式会社が製造した装置であるが、公募公告を行い参加意志のある者を募ったが、意思表示する者がなかったもの。	—	1,100,000円	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。